

公 告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年6月15日

つがる市長 倉 光 弘 昭

1 競争入札に付する物件

別紙参照

2 縦覧及び入札参加申し込み

- (1) 受付期間 令和8年6月16日(火)から令和8年7月3日(金)まで
ただし、閉庁日を除く。
- (2) 受付時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (3) 提出先 つがる市役所2階 財政部管財課
- (4) 提出方法 提出先に直接持参すること。
- (5) 提出書類
 - ① 一般競争入札参加申込書
 - ② 添付書類
 - ・身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)、法人の場合は登記事項証明書
 - ・印鑑証明書
 - ・入札等に関する権限を代理人に委任する場合は委任状

3 現地説明

- (1) 日 時 令和8年6月24日(水) 午前10時から午前11時まで
- (2) 場 所 つがる市木造若緑61番地1 つがる市役所裏・公用車駐車場

4 入札（開札）の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年7月8日(水) 午後2時より
- (2) 場 所 つがる市役所2階 第3会議室

5 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) つがる市財務規則（平成17年つがる市規則第48号。以下「財務規則」という。）第116条の規定により一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当しない者であること。
- (4) つがる市・五所川原市・西津軽郡・北津軽郡に住所を有する者であること。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の金額を入札書提出前に納付すること。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の金額を納付すること。但し、入札保証金を充当することができる。

7 入札の無効

入札参加資格のない者のした入札及び入札条件に違反した入札は無効とする。

8 落札者の決定方法

入札価格が予定価格以上で且つ最高価格である入札者を落札者として決定する。但し、最高価格で入札者が複数存在する場合は、くじで落札者を決定する。

9 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 落札者は契約締結の翌日から起算して10日以内に売払い代金の全額を納付するものとする。

10 売却物件の引渡し

- (1) 落札者は売却代金の納入後、譲渡証明書を受領し、書類を受け取った日から14日以内に名義変更等を行うものとする。
- (2) 引渡しに係る一切の費用は落札者の負担とする。
- (3) 売却物件は現状渡しとし、引渡し後の不調や故障等についての保証は一切行わない。

【問い合わせ先】

つがる市財政部管財課

電話 0173-42-2111 (内線 331)